

# 土砂災害防止法に基づく区域指定について

屋種 良一<sup>1</sup>・山口 紗弓<sup>2</sup>

<sup>1</sup>大阪府 都市整備部 河川室 河川環境課(〒540-0008 大阪府中央区大手前3丁目2-12)

<sup>2</sup>大阪府 都市整備部 河川室 河川環境課(〒540-0008 大阪府中央区大手前3丁目2-12).

大阪府では、土砂災害防止法に基づく基礎調査を完了し、2016年9月、土砂災害特別警戒区域が8,345箇所、土砂災害警戒区域が7,758箇所の区域指定を完了した。今後は、法第4条に基づき、2巡目調査を進めていく必要がある。指定完了までの業務と2巡目調査手法について紹介する。

キーワード 土砂災害防止法、区域指定、2巡目調査

## 1. はじめに

大阪府では、2001年4月に施行された「土砂災害防止法」に基づき、2005年より区域指定を開始し、2016年9月に区域指定が完了した。その結果、土砂災害警戒区域が8,345箇所、土砂災害特別警戒区域が7,758箇所の指定がなされた。

この法律は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものである。

土砂災害防止法では、都道府県がまず土地の形状などを調べることで土砂災害のおそれがある土地の区域を明らかにし、法手続きを踏まえたうえで「区域指定」し、官報などにより広くその区域を公表することとなる。

## 2. 土砂災害防止法に基づく区域指定（一巡目調査）について

大阪府では、基礎調査を次のような箇所を対象とし、調査を進めてきた。

- ① すべての土砂災害危険箇所
- ② 土砂災害危険箇所以外で地形図等により傾斜度30°以上、高さ5m以上の地形の箇所
- ③ 保全人家がない箇所でも一定規模以上の開発可能な平坦地を有している箇所

基礎調査の実施にあたっては、基礎調査委託の業務を発注し、現地調査、区域設定を行う。その結果をまとめ、市町村へ結果を通知し、市町村長へ意見照会を行った後、区域指定となる。

大阪府では、区域指定を行うにあたり、調査前に土砂災害防止法の趣旨を説明し理解を求めた上で、現地調査に入り区域指定を進めてきた。住民からの反対意見がある箇所もあったが、反対者の理解が得られるよう説明会などで丁寧な説明を行い、理解を求めてきた。

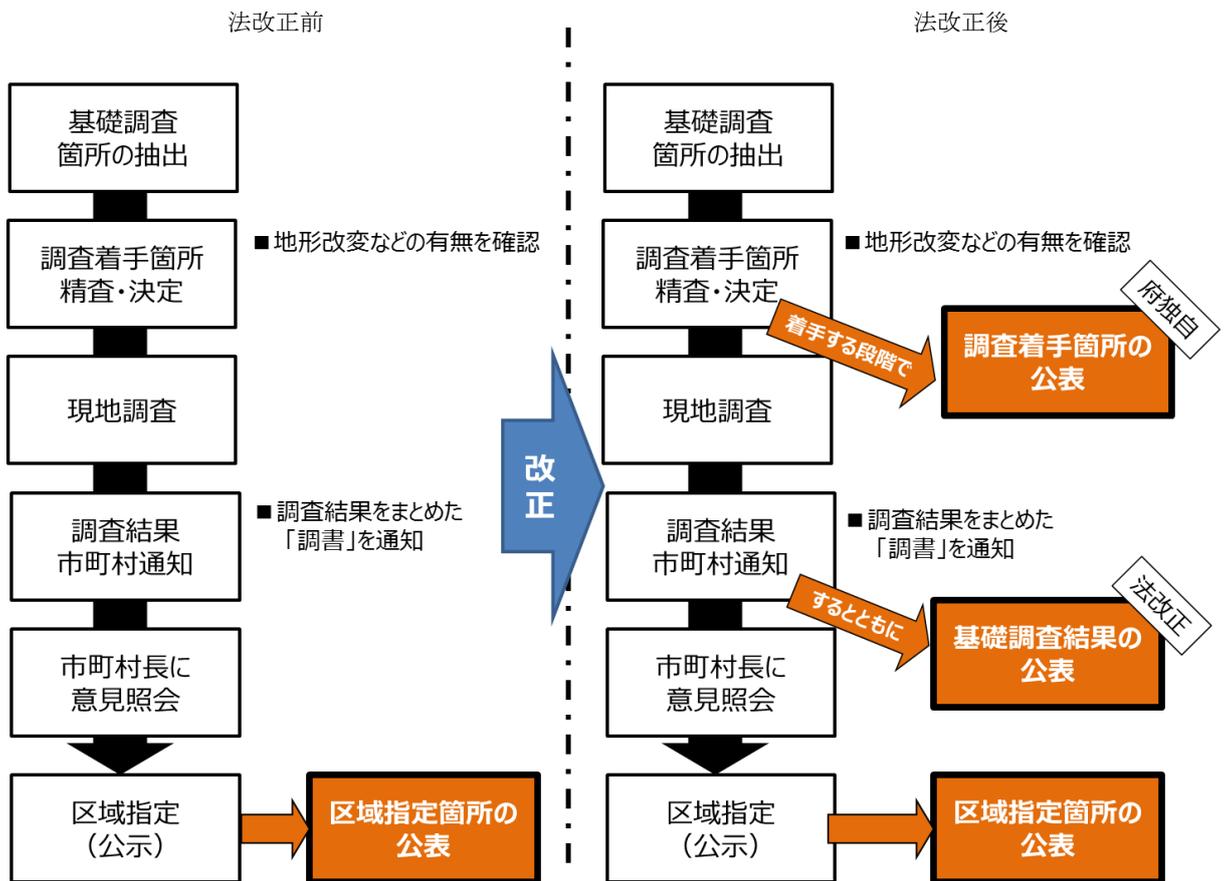
## 3. 土砂災害防止法の改正（2014年）以降の取り組み

2014年8月20日、広島県広島市では豪雨により166件の土砂災害が発生し、74名の方が犠牲となっている。これらの被害の多くが、土砂災害防止法に基づき基礎調査を行っていたにも関わらず、

区域指定まで至っていなかった区域で土砂災害が発生した。このことがきっかけとなり、法改正につながっている。この改正に伴う変更点は、基礎調査結果の公表が義務付けられたこと、土砂災害警戒情報の市町村への通知及び一般への周知が義務付けられたこと、市町村地域防災計画へ避難場所、避難経路等を明示することなどである。この法改正を受けて、大阪府では、できるだけ早く土砂災害リスクを周知し、「いざ」という時に自主的に避難行動を取れるようにすることを目指し、基礎調査の着手時点において調査予定箇所をホームページ等で公表することを独自の取り組みとして、基礎調査を進めることとした（図－1）。

また、大阪府では、2017年3月までに府内のすべての箇所を指定完了予定だったが、2014年の知事記者会見の際に、残箇所を2016年9月までに調査、指定するとの発言を受け、基礎調査の完了を半年前倒しをすることとなった。大阪府内のそれまでの区域指定は、2005年が第1回目の指定であり、約10年間で約4,000箇所の区域指定を行っているが、これとほぼ同箇所数が残箇所として残っていた。これを約2年間で調査・指定するにあたっては、さまざまな課題があった。

- ① 調書チェックなど職員の作業量が増大すること。
- ② 地元・市町村調整など、行政担当者としての作業が増大すること。



図－1 法改正前と改正後の調査方法

③残箇所の基礎調査の業務委託を1年間で発注し基礎調査を実施する必要があること。

などが課題となった。それらの対応としては、

- ① 外注することで職員の作業量を軽減
- ② 職員増員、非常勤職員等を確保することで担当者の負担を軽減
- ③ 建設コンサルタントの確保、受注体制の確認を行った上で、発注業務を行うとともに、2014年度の補正予算を要求した。

その結果、2016年9月、警戒区域8,345箇所、特別警戒区域7,758箇所の区域指定が完了した。(図-2、図-3)

	危険箇所 (平成14年度公表)	区域指定	
		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
土石流	1,859	1,815	1,314
急傾斜地の崩壊	2,357	6,514	6,444
地すべり	145	16	0
合計	4,361	8,345	7,758

図-2 区域指定箇所数

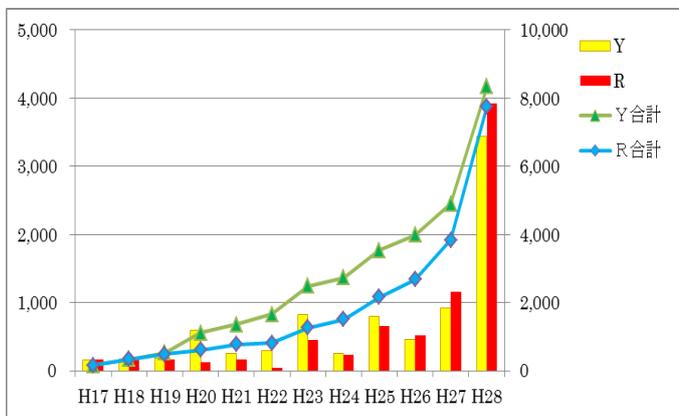


図-3 区域指定数の遷移

#### 4. 2 巡目区域指定方針について

今後は、法第4条に基づき、区域指定済の箇所及び新たな区域指定が必要な箇所について基礎調査のフォローアップを実施する必要があるため、平成28年度に調査手法等について検討を行った。調査については、区域指定済みの箇所はすべての箇所について、地形改変状況を確認し、また、その他に新た

に危険箇所が発生している可能性がないか確認する。調査手順については、次のように実施する予定である。(図-4)

##### (1) 資料収集

区域指定時からの経年変化状況を把握するにあたり、関連資料を収集する。

##### (2) 地形改変状況の把握

###### ① 区域指定箇所の地形改変状況把握

区域指定箇所の地形改変状況把握は、区域指定時からの経年変化状況を把握するとともに、地形改変等に伴う基礎調査実施(再調査)の必要性を判断する。具体的には、全ての区域指定箇所について、区域調書に記載されている空中写真と直近の空中写真を見比べ、区域指定箇所及びその周辺における開発による宅地造成や道路建設等による地形改変の有無を目視で確認し、改変のある箇所を抽出する。その箇所の現地確認を行い、地形改変箇所のおよその高さ・範囲の確認、指定済み区域調書との整合の確認、対策工施工の有無、土砂災害発生の有無について目視確認および写真撮影を実施し、基礎調査実施の必要性を判断する。

###### ② 新たな危険箇所発生状況の確認

新たな危険箇所発生状況の確認は、開発等による宅地造成や道路建設等の地形改変によって新たな危険箇所が発生していないかを把握・確認するとともに、新規箇所発生に伴う基礎調査実施(新規調査)の必要性を判断する。具体的には、大阪府砂防基盤図の地形図と直近の空中写真を重ね合わせ、目視確認によって新たな住宅地の造成や道路建設による新たな開発可能地の出現箇所を拾い出し、斜面の有無、保全対象との位置関係などから、新たな危険箇所となる可能性を有する箇所を候補地として抽出する。抽出した箇所については、現地確認で、対策施設の有無、斜面形状の確認、斜面と保全対象の位置関係(2H以内か)等について目視確認および写真撮影を実施し、基礎調査実施の必要性の判断する。

##### (3) 区域指定箇所の社会状況の把握

区域指定箇所のうち、基礎調査の実施が必要で

はないと判断された箇所では、社会状況の経年変化状況を把握する。土地利用状況や世帯数及び人家戸数、公共施設等の状況、関係法令の指定状況、宅地開発の状況及び建築の動向などの調査を行う。

(4) 区域調書の更新

基礎調査の実施が必要ない箇所については、「(3) 区域指定箇所の社会状況の把握」において把握された地形改変及び社会状況の経年変化確認結果をもとに、区域調書を更新する。

(5) 基礎調査の実施

基礎調査の実施が必要な箇所では、大阪府土砂災害防止法基礎調査マニュアル（急傾斜地の崩壊編）に準拠して、区域設定のための基礎調査を実施する。調査結果は区域調書等に取りまとめる。

(1)～(5)の作業の結果、区域に変更があった箇所や新たに区域指定する箇所については、1巡目の基礎調査時と同様、市町村へ結果を通知し、市町村長へ意見照会を行った後、区域指定となる。

5. あとがき

土砂災害防止法に基づく区域指定は、今後の砂防事業の基軸となるものと考えられる。8, 345箇所の区域指定を迅速に終えることができたのは、本庁、事務所が連携し、関係部局、その他市町村にもご協力いただいた結果である。

大阪府では、1982年の土砂災害以降、土砂災害による死者は出ていない。「大阪府内での土砂災害による犠牲者ゼロ継続～人命を守ることを最優先～」を基本理念とし、区域指定結果をもとに、今後も、関係部局等と連携し、土砂災害対策の検討を進めていく。

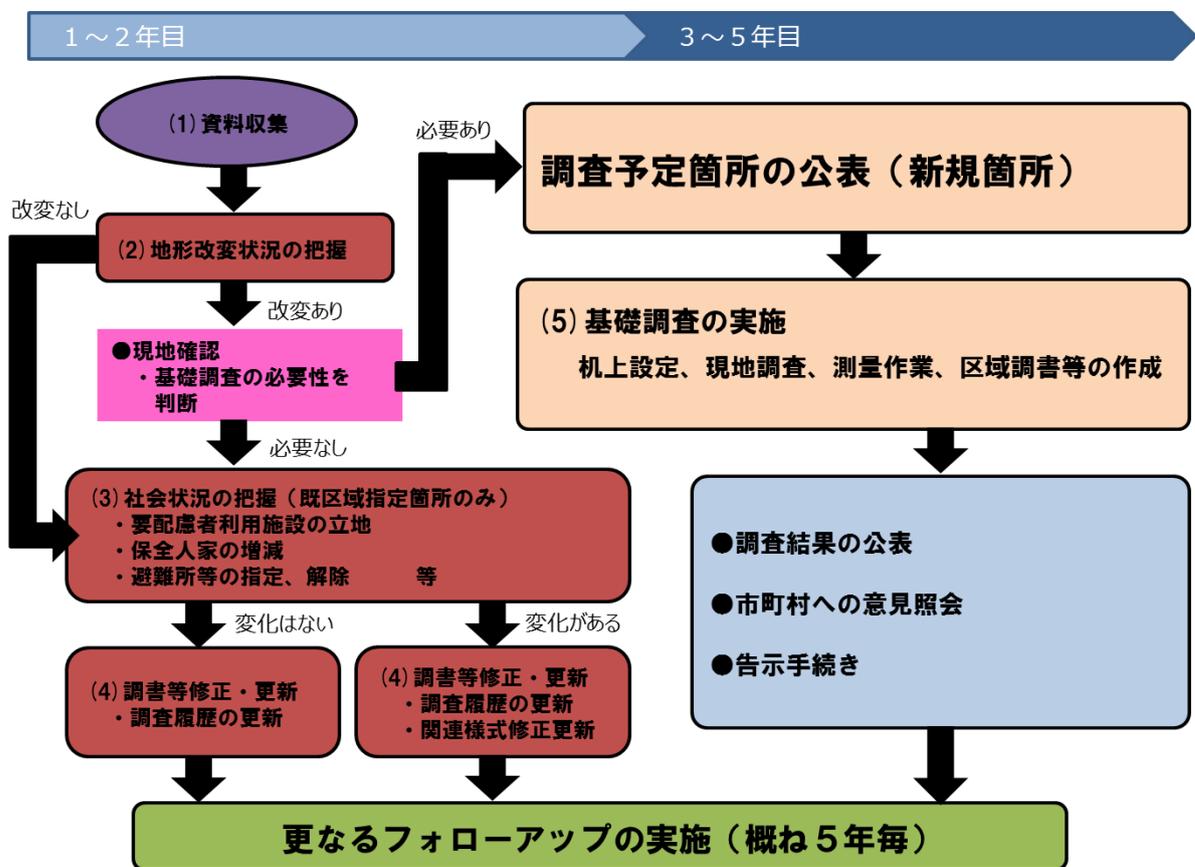


図-4 2巡目調査手法